

賛否討論

採決が分かれた
議案のうち、主
な意見を紹介し
ます。

〔議案第34号〕南島原市アートビレッジ・シラキノ条例の制定について

《反対討論》

条例案は、設置として、第1条に設置の目的が書いてある。1つ目は、全ての市民が、芸術文化に触れる機会を創出するとともに、2つ目は、心豊かに生きがいのある生活を営むための芸術文化活動の拠点施設として、ということである。

内容は、設置の目的だと、他にはどこにも目的は書いてない。にも関わらず、第8条には、目的、外利用等の禁止として、利用者は、許可を受けた目的以外に施設等を利用し、又はその権利を転貸し、若しくは譲渡してはならない、とある。目的

がないのに、目的外利用等とここで出てくるのはおかしいことだと思う。法律はそうなっていると回答があったが、条例の第1条を次のようにしたら、非常に分かりやすくなると思うので提案する。

設置の目的第1条、全ての市民が、芸術文化に触れる機会を創出するとともに、心豊かに生きがいのある生活を営むことを目的とし、芸術文化活動の拠点施設として、南島原市アートビレッジ・シラキノを設置する。

このようにしたら、非常に分かりやすい。使用する市民に対しても、分かりやすいものとなると思う。市民に対する配慮が欠いているということで、この条例には反対する。

人事案件

農業委員会委員（任期3年）

平成30年8月1日から平成33年7月31日まで

- ・ 岩 永 豊 一 氏（深江町）
- ・ 岡 本 敬 一 氏（深江町）
- ・ 山口 繁 富 氏（布津町）
- ・ 山下 勝 也 氏（布津町）
- ・ 小川 一 英 氏（有家町）
- ・ 中川 繁 憲 氏（有家町）
- ・ 中野 裕 二 氏（有家町）
- ・ 林 田 康 徳 氏（有家町）
- ・ 長 橋 世 紀 氏（西有家町）
- ・ 松 川 正 氏（西有家町）
- ・ 寺 田 健 蔵 氏（北有家町）
- ・ 永 池 弘 美 氏（北有家町）
- ・ 水 田 勇 氏（北有家町）
- ・ 植 木 健 太 郎 氏（南有家町）
- ・ 竹 下 正 廣 氏（南有家町）
- ・ 平 光 正 氏（口之津町）
- ・ 太 田 香 代 子 氏（加津佐町）
- ・ 多 比 良 豊 徳 氏（加津佐町）
- ・ 山 本 幸 彦 氏（加津佐町）



松尾 哲 氏
(西有家町)

教育委員（任期4年）

平成30年8月11日から
平成34年8月10日まで



永田良二 氏
(西有家町)

教育長（任期3年）

平成30年8月11日から
平成33年8月10日まで